

(案)

## 東京都市計画公園十三号地公園整備方針

「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第 59 条第 4 項の取扱方針」(知事決定)に基づく東京都市計画公園十三号地公園の整備方針について、下記のとおり定める。

### 1 基本方針

東京都市計画公園十三号地公園は、昭和 45 年に都市計画決定されて以降、副都心建設と調和した東京フロンティアのライブステージとして、臨海部の緑の連続性と海のランドスケープの創出を図るため、計画区域の 3 分の 2 を都立潮風公園として整備し、開園してきた。また、昭和 45 年には、都内初の特許事業として、計画区域の南側に船の科学館を認可し、民間事業者により整備がされ、昭和 49 年に一般開放した。その後、多くの来館者に親しまれたが、平成 23 年には老朽化等により本館展示場の一般公開を休止、令和 6 年には解体工事が開始された。

一方、周辺の臨海副都心開発は進み、2020 年 9 月には世界最大のクルーズ客船にも対応可能な東京の新たな海の玄関口となる「東京国際クルーズターミナル」が開業し、2021 年夏に開催された東京 2020 大会では、都立潮風公園をはじめ、このエリアに多くの競技会場等が集積し、注目を集めた。

こうした本公園の整備の経緯や歴史などを踏まえ、東京 2020 大会のレガシーを継承すると共に、臨海部の水と緑のネットワークの形成と新たな賑わいの創出を図るため、既存の開園地は現況を活かし、地区毎の整備方針を決定する。

なお、本整備方針については、「品川区まちづくりマスタープラン」等の行政上位計画に沿った内容とし、地域にも配慮した計画とする。

### 2 都市計画の概要

当初決定： 昭和 45 年 1 月 20 日 東京都告示第 44 号  
種 別： 特殊公園（風致公園以外の特殊公園）  
面 積： 20.2 h a

(案)

### 3 現況土地利用等

都立潮風公園	約 15.45 h a
都立東八潮緑道公園	約 0.49 h a
船の科学館	約 4.59 h a

### 4 整備の基本的方向

- (1) 「臨海副都心まちづくりガイドライン」、「賑わいと自然あふれる海辺を目指して—海上公園ビジョン—」、「パークマネジメントマスタープラン」及び「公園別マネジメントプラン」等を踏まえ、公園の特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめる公園とし、国内外から訪れた多くの人々による賑わいを創出し、交流を促すとともに、カーボンマイナスやSDGs、生物多様性の保全に配慮し、持続可能な都市づくりに資する公園整備を行う。
- (2) 臨海副都心の緑の連続性と海のランドスケープとしての親水空間を演出し、海辺の魅力を活かした整備を行うとともに、東京2020大会のレガシーとして、スポーツを中心に様々な目的で都民が集うことができる拠点形成についてゾーン配置を行う。あわせて、海辺という立地や大会レガシーを伝える空間としての魅力を十分に発信する拠点とする。
- (3) 東京都市計画十三号地公園全体として、災害時に十分に機能を発揮できるように、広場、樹林地等の十分なオープンスペースを確保する。
- (4) 東京都市計画十三号地公園全体として、北は都立潮風公園から南の東京国際クルーズターミナルへの動線経路となる都立東八潮緑道公園まで、管理境界に関わらず、バリアフリーにも配慮した連続する利用動線を確保する。あわせて、クルーズ客船利用者の大型バス等による円滑な移動に貢献する施設を整備する。
- (5) 「品川区まちづくりマスタープラン」をはじめとする地元自治体及び隣接自治体の上位計画等を踏まえ、臨海副都心の一部として観光や賑わい機能に配慮しつつ、緑と水のネットワーク形成の拠点として整備する。
- (6) 臨海副都心の景観形成に配慮し、まち側の視点場から本公園を見た場合の見え方や海への視線の抜け、シンボルプロムナード等の景観軸を保全する。また、海側からの景観にも配慮して整備する。

### 5 地区毎の整備方針

#### 【ゾーニング計画】

都市計画区域内の現況の公園施設整備の状況及び将来の施設整備の方向性等を考慮し、東京都市計画十三号地公園整備方針図（ゾーニング図及び動線計画図）

(案)

のように全体を5つのゾーンに区分する。なお、スポーツを中心とした拠点形成の目的と現状のスポーツ施設としての暫定利用の成果を踏まえて、「⑥スポーツゾーン」はまとまった面積を確保できる既存特許事業区域内に位置付ける。

各ゾーン別整備の考え方

- ① 太陽の広場等の多目的な利用等を想定した「広場ゾーン」
- ② 周辺の緑との連続性を確保する「緑の丘ゾーン」
- ③ 景観軸を水と緑のプロムナード等で構成する「プロムナードゾーン」
- ④ 緩い地形や緑陰樹、草地等で形成され、休憩・散策を楽しむ「サニーテラスゾーン」
- ⑤ 水辺を連続した散策路とし、海に面した良好な景観を形成する「親水修景ゾーン」
- ⑥ スポーツを中心に様々な目的で都民が集うことができる拠点を形成する「スポーツゾーン」【新規】

#### 〔動線計画〕

都市計画公園区域内の各ゾーン及び隣接するお台場海浜公園を南北に一体的につなげる歩行者動線の整備及びゆりかもめ「台場駅」、「東京国際クルーズターミナル駅」及び東京国際クルーズターミナルからのアクセスを確保する東西方向の歩行者動線及び出入口をバリアフリー機能も考慮し確保する

#### 〔土地利用計画〕

各区域の土地利用を都市計画公園十三号地公園整備方針図（土地利用計画図）の「広場を主体とする区域」「緑を主体とする区域」「海辺の眺望を活かした散策路を主体とする区域」「民間事業者の公園施設区域」に区分する

#### 〔整備内容等〕

東京都は、都市公園法、都市計画法及び都立海上公園条例等に基づき、所管の地区を適正に整備し、その施設保全を的確に行う。

民間事業者が特許事業により整備する場合は、「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の整備基準」と「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の整備基準実施細目」に基づき所管の地区を適正に整備し、その施設保全を的確に行う。

## 6 整備方針図

整備方針図は別添のとおりとする。

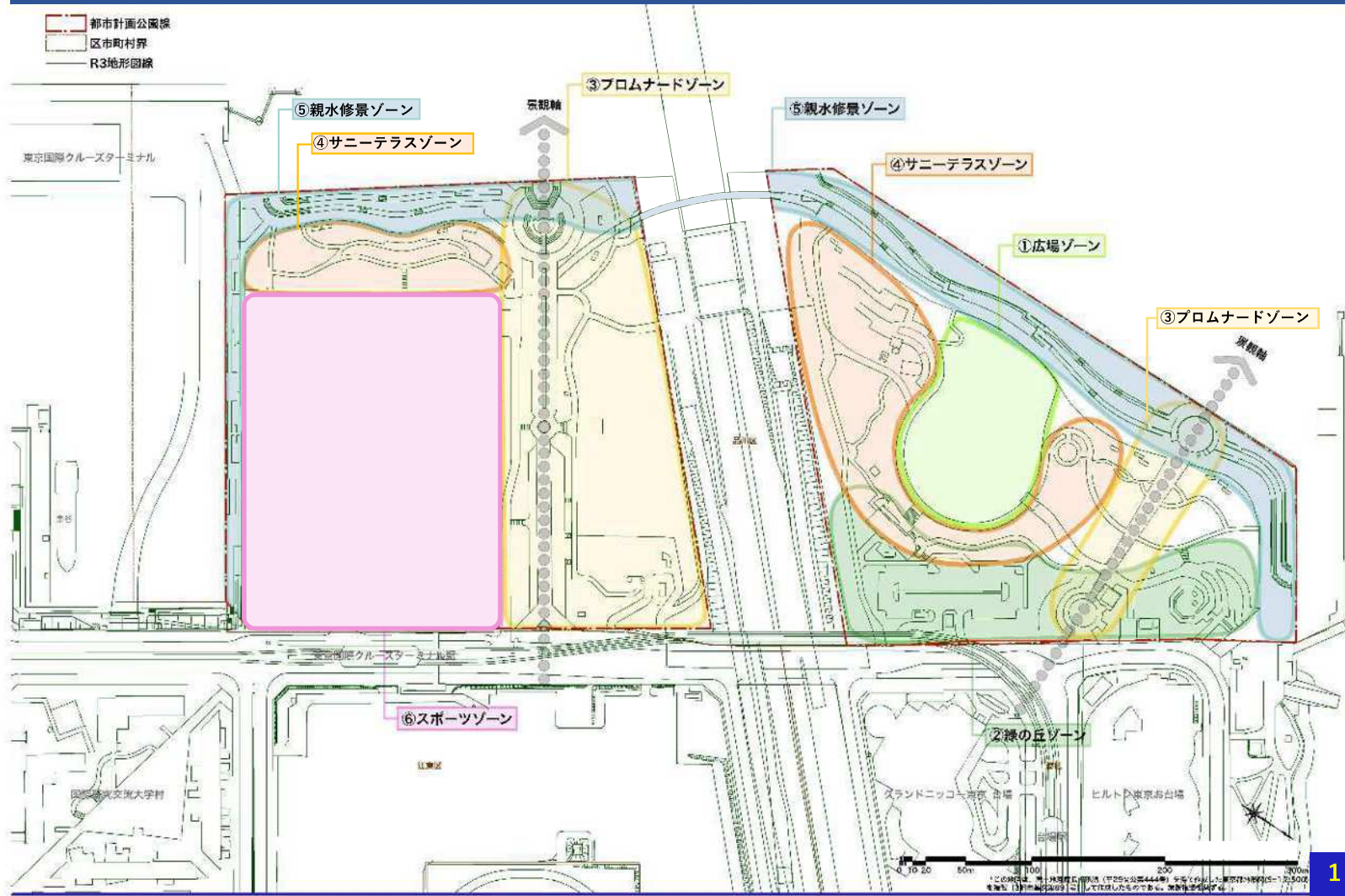
## 7 管理方針

上記基本方針や、整備の基本的方向、地区ごとの整備方針を実現する体制・財源を確保、適切に管理運営を行う。特に、スポーツゾーンについては、大会レガシー継承の要となるゾーンとなることから、レガシー継承や多様なスポーツプログラムの提供に必要な体制等を十分に整えた管理運営を図る。

東京都は、都市公園法、都市計画法及び都立海上公園条例等に基づき、所管の地区を適切に管理及び指導する。

民間事業者が特許事業により管理する場合は、「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の整備基準」と「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の整備基準実施細目」に基づき、管理運営規程を都に提出させ、所管の地区の適切な管理運営を確保する。

# ゾーニング図



## 動線計画図



## 土地利用計画図

